

野田市版健康づくりアプリ導入及び運用保守業務委託

公募型プロポーザル募集要項

この要項は、野田市（以下「本市」という。）の市民の健康及び体力の保持増進に寄与することを目的として、健康又はスポーツに関する事業への参加及び健康又はスポーツに関する自主的な取組を行う者に対してポイントを付与し、景品と交換できる野田市版健康づくりアプリを導入することにより、野田市健康スポーツ文化都市宣言の「夢のある住みよいまち」、「元気で明るい家庭を築けるまち」を実現するために必要な業務を委託する事業者（以下「受注者」という。）を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）で選定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

1 事業名

野田市版健康づくりアプリ導入及び運用保守業務委託

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

3 提案限度額（消費税及び地方消費税を含む。）

金 42,763,600円

インセンティブに係る経費を含む。インセンティブ本体の経費は下記に定める額で見積もること。

（内訳）

	インセンティブ本体の経費	左記を除く経費の提案限度額 （アプリ導入費用、運用保守委託料、インセンティブに係る手数料、 広告物に係る費用等）
令和6年度	0円	3,784,000円
令和7年度	10,800,000円	7,491,000円
令和8年度	12,960,000円	7,728,600円
合計	23,760,000円	19,003,600円

※本金額はプロポーザルのために設定した上限額であり、契約金額ではない。また、上記金額には本業務に必要な全ての経費を含む。

※債務負担行為は、契約締結日の翌日から令和9年3月31日までを設定する

※見積金額が各年度の提案限度額を超えた提案者は失格とする。

4 業務内容

別紙「野田市版健康づくりアプリ導入及び運用保守業務委託仕様書」のとおり。

5 応募資格

応募者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 応募日までに野田市入札参加資格業者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第の規定に該当しない者であること。
- (3) 野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱の規定による指名停止措置を受けている者ではないこと。なお、参加申込書類の提出期限から受注候補者が特定するまでの期間に、本市から指名停止措置を受けた者は、参加資格を失う。
- (4) 野田市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成12年5月11日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること及び民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (7) 手形交換所による取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから2年を経過していること又は当該入札日前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出していないこと。
- (8) 過去5か年度（令和元年度から令和5年度まで）において、同種業務を受託した実績があること。
- (9) 以下に示す資格のいずれかを有していること。
 - ① ISMS適合性評価制度における認証
 - ② プライバシーマーク

6 プロポーザルに関する日程

事 項	日 程
公告	令和6年10月15日（火）
質問書の提出期限	令和6年11月1日（金）
質問書に対する回答期限	令和6年11月6日（水）
応募申込書の提出期限	令和6年11月8日（金）
企画提案書及びその他資料の提出期限	令和6年11月18日（月）
プレゼンテーション	令和6年11月25日（月）
審査結果の通知	令和6年11月下旬
契約締結	令和6年12月上旬

7 募集要項の公開、質問、応募申込み

(1) 募集要項・仕様書の配布

① 配布期間 令和6年10月15日（火）から

② 配布方法 野田市役所のホームページからダウンロードによる。

<https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/joho/1042965.html>

(2) 質問書の提出及び回答

企画提案に関する質問は、すべて質問書によるものとする。質問がある場合には、次のとおり質問書を提出すること。

① 受付期間 令和6年10月15日（火）～11月1日（金）午後5時まで

② 提出方法 「質問書」（様式1）により電子メールにて保健センターに提出
メールアドレス：hokesen@mail.city.noda.chiba.jp

※件名は「【参加希望者名】野田市版健康づくりアプリ導入及び運用保守業務委託質問書」とすること。

※保健センターに電話（04-7125-1189）にて質問書を提出した旨を連絡すること。なお、閉庁時間に提出した場合は、翌開庁日に連絡すること。

③ 回答方法 令和6年11月6日（水）までに電子メールで回答

(3) 応募申込方法

① 提出書類 各1部

1. 応募申込書（様式2）

2. 事業者概要書（様式3）

3. 業務実績調書（様式4）

4. 納税証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの。原本）

・国税の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書）

・法人市民税の納税証明書（最新事業年度のもの）

5. 本要項第5項第10号を証する書類の写し

（I SMS適合性評価制度認証、プライバシーマーク）

② 提出方法

1. 持参の場合

提出先 野田市保健センター1階窓口

提出時間 午前8時30分から午後5時15分まで

（土・日曜、祝日を除く。）

2. 郵送の場合

宛先 〒278-0003 千葉県野田市鶴奉7番地の4

野田市保健センター健康増進係 健康アプリ担当

③ 提出期限

令和6年11月8日（金）午後5時15分まで（必着）

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

応募者は、募集要項及び仕様書、質問の回答を熟読し、仕様書等の目的及び期待される効果等を踏まえ、次に掲げるものを「企画提案書」とし、正本1部、副本7部を提出すること。また、様式は野田市ホームページからダウンロードすること。

- ① 企画提案書(様式5)
- ② 申立書(様式6)
- ③ 企画提案概要説明書(様式7)

所定の様式を使用し、項目ごとに実施概要を記載すること。参考資料を用いて詳細な説明を行う際は、各実施概要に対応する資料の番号のページ数も記載すること。

④ 別紙「機能要件一覧」に対する回答

別紙「機能要件一覧」の対応状況について、「対応可否欄」に標準対応実装済み◎、代替案で実装可能○、対応不可×を回答する。

代替案により対応する場合でも住民負担や職員の業務量が増える等、効率的な提案でないと判断した場合は減点対象となる。

⑤ 見積書(様式8)

(2) 提出期限 令和6年11月18日(月)まで(必着)

- ※ 土・日曜、祝日の受付は行わない。
- ※ 受付時間は、期間中、午前8時30分から午後5時15分まで。
- ※ 提出期間後の受付はしない。期限までに提出されない場合は失格とする。ただし、期間内に提出された書類のうち、追加書類を市が求めた場合はこの限りではない。

(3) 提出方法 持参または郵送(書留)

(4) 提出先 〒278-0003 野田市鶴奉7番地の4 野田市保健センター健康増進係 健康アプリ担当

(5) 注意事項

- ① 提出書類の差し替え等は、提出期間内に限り行うことができる。また、提出期間終了後の追加資料の提出はできない。
- ② 上記書類のほか、必要に応じて別の書類の提出を求められることがある。
- ③ 企画提案書等は、事業者選定にのみ使用する。
- ④ 企画提案書等の作成及び提出に要した経費は、すべて応募者の負担とする。
- ⑤ 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- ⑥ 企画提案書は、1者につき1案とする。

9 審査項目及び評価方法

(1) 得点配分

- ① 技術得点：90点
- ② 価格得点：10点

(2) 提案内容は、別紙企画審査基準及び配点一覧の配点に得点化する。

また、「評価項目」の各項目について、根拠が具体的であり優秀な提案であると

判断できる場合や的確な追加提案があった場合には、これを高く評価する。

(3) 評価主体

評価は「野田市版健康づくりアプリ導入及び運用保守業務委託事業者選定委員会」が行う。

選定委員会は、野田市職員による計6名の委員で構成される。

(4) プレゼンテーション

応募者を対象に次のとおりプレゼンテーションを実施する。なお、欠席した場合は、応募を辞退したものとみなす。

日 時 令和6年11月25日(月)

※開催時間等の詳細は応募申込者宛に通知。

場 所 野田市保健センター内会議室

内 容 提案者による企画提案書類の説明(30分以内)及び質疑応答(10分)

※事前準備、後片付けの時間は含まない。

- ① 出席者は4名以内とし、今後実務を担当することになる者を同席させること。
- ② 当日に新しい資料等の提出はできない。提出済の企画提案書類に基づき説明すること。ただし、企画提案書の内容をわかりやすく説明するため、システムの画面やサンプルなどを投影しながらデモンストレーションを行うことは可能とする。
- ③ プレゼンテーションの際、プロジェクターとスクリーン及びケーブル(HDMI)は用意するが、それ以外の必要な機材は参加者が用意すること。

(5) 評価方法及び結果の通知

別紙「野田市版健康づくりアプリ導入及び運用保守業務委託に関するプロポーザル方式審査基準について」に従い評価、採点し、選定委員1名当たり100点満点、合計600点満点で、各委員の総合評価点が最も高い点数を得た応募者を契約候補者として選定する。

ただし、評価が一定水準に達しない場合(各選定委員が評価・採点した合計点の総和が360点未満)は不採用とする。

・注意事項

- ① 最高点を取得したものが2者以上ある場合は、くじ引きとする。
- ② 最高点を得たものが辞退を申し出た場合や次の「10留意事項」に該当した場合は、次順位の者を契約候補者とする。
- ③ 選定結果は、電子メールで通知する。評価結果に対する一切の異議申し立ては受け付けない。

10 留意事項

次のいずれかに該当するときは、契約候補者としての決定を取り消す。

- (1) 審査書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

- (2) 契約候補者の決定から契約書の締結までの間に、契約候補者者の資金事情の変化等により、アプリの導入、保守管理及びインセンティブの調達等の履行が困難であると野田市が判断したとき。
- (3) その他契約候補者者が、応募者の資格要件に適合しなくなったとき。

11 契約の締結

契約候補者と業務に係る随意契約の見積徴収、企画提案書、仕様書等の契約交渉を行うものとする。

12 その他

- (1) 企画、提案に要する費用は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 審査書類は特別の場合を除き返却しない。また、審査書類は原則非公表だが、本案件に係る情報公開請求があった場合には、野田市情報公開条例に基づき開示する場がある。なお、開示に支障がある場合は、あらかじめ申し出ること。
- (3) 応募者が1者の場合でも、審査、評価を実施し、選定の可否を決定する。
- (4) 応募申込後にやむを得ず応募申込を辞退する場合には、速やかに辞退届（様式10）を野田市に書面で提出すること。

13 問い合わせ先

野田市役所 健康子ども部 保健センター 健康増進係

所在地：〒278-0003 野田市鶴奉7番地の4

電話：04-7125-1189

F A X：04-7125-1001

Eメール：hokesen@mail.city.noda.chiba.jp